

OA 機器の購入及びリース等に係る契約に関する 基本的な考え方（案）

OA 機器を対象とした契約は、今般の提案募集において応募があった契約類型である。

1. 背景と意義

平成 18 年度における政府の電気使用量は、約 1,782 百万 kWh で、基準年（平成 13 年度）に比べ 3.1%増加しており、面積当たり使用量は 110.7kWh/m² で、基準年に比べ 2.5%の減少にとどまっている¹。

オフィスにおける電気使用量のうち、パーソナルコンピュータやコピー機、プリンタ等の OA 機器は、電気使用量の相当程度の割合を占めており²これらの省エネルギー（省 CO₂）は重要な課題となっている。このような中、民間企業等においては、利用者の適切な作業能率を確保し、コピー機やプリンタ等の設置台数や配置を最適化する、いわゆる「最適配置」の事例が増えている。また、一部省庁では、コピー機、プリンタ等の出力機器の利用実態調査を行い、適切な調達を目指した先駆的な取り組みが始められている。そこで、国等の調達において、OA 機器の中でも配置を考慮することにより消費電力量の大幅な削減を見込むことのできる機器を対象として環境に配慮した契約を検討する³。

一般的に、国等の機関におけるこれらの OA 機器の契約方法は、機器の仕様を詳細に規定し調達台数を指定した複数年のリースで、付随する保守管理を併せて価格競争入札で発注する場合が多く、機器が高速化・高機能化する中、必ずしも利用状況や要求される性能を把握・分析した上で調達されているとは言い難い状況と考えられる。そもそも OA 機器調達の本旨は機器の購入、機器の設置そのものではなく、コピー機、プリンタ等が提供するコピー・プリンタサービスを楽しむことである。したがって、OA 機器の調達の目的は、物品調達ではなくサービス調達であるとの意識の転換が必要となる。

このように、OA 機器の調達とはサービス購入であるとの観点に立つと、従来のよ

¹ 地球温暖化対策推進本部幹事会（第 23 回） 資料 2-1「平成 18 年度の政府の温室効果ガス排出量等について」

² （財）省エネルギーセンターの「オフィスのエネルギー消費構造」によると、OA 機器等のコンセントにより消費されるエネルギー量は全体の 21%
（http://www.eccj.or.jp/office_bldg/02.html）

³ パーソナルコンピュータは、一人がほぼ一台ずつ使用しているため、最適配置による削減が見込めないため対象外とする（購入等に際しては、グリーン購入法の判断の基準を適用）。

うな機器の台数、個別機器の仕様を指定した調達ではなく、今後は利用状況・要求性能を考慮した上で、必要となるサービス水準を確保するための調達に契約方法を変えていくことが必要である。また、国等を取り巻く厳しい財政事情も踏まえ、OA 機器について、単に定常的な機器の入れ替えを行うのではなく、利用状況や要求性能、環境負荷の低減や、機器の購入及びリース等の直接費用、スペースコスト等の間接費用等の様々な観点を考慮した調達を行う必要があり、こうした発注・契約においては、機器の最適配置等を含めた民間のノウハウを活かすことが適切と考えられる。そして、事業者の環境に配慮した提案を積極的に評価し、それに対して適切な対価を支払うことにより、更なる環境配慮が行われることを期待するものである。

一方、事業者にとっても、このような調達方法の変更は、現状のほぼ決められた機器の納入という行為から、調達者から示された要求性能に基づき各事業者が創意工夫してサービスを提供するという行為への転換を意味しており、各事業者が自らの得意とする手法を活用する⁴ことができるという利点を有している。

なお、機器調達者の排出としてカウントされる温室効果ガスは、電気の使用に伴う排出のみであるが、使用時の電力以外の排出も相当程度大きいことから、調達に当たっては使用時の電力由来以外の排出を考慮する必要がある。

2. 基本的な考え方

本契約方式はOA 機器の調達に係る契約に適用するものであり、調達に当たっては、購入、リース・レンタル及び保守費用のみならず、使用や製造に伴い排出される温室効果ガス排出量も大きいことから各段階における環境負荷も考慮して総合的に評価する。

本契約方式の基本的考え方は、以下のとおり。

① 対象

- ・ 対象機器は、グリーン購入法における「コピー機等」（コピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機）及び「プリンタ等」（プリンタ及びプリンタ／ファクシミリ兼用機）とする。
- ・ 対象となる契約は、上記機器の調達について入札に付する契約で、具体的には、コピー機等、プリンタ等の購入及びリース・レンタルと、それに付随する保守等とする。

⁴ コピー機、プリンタ等の最適配置による環境負荷低減を考えた場合、例えば、A社は、①最新型高速機を中心とした配置による台数削減、B社は、②ある程度台数が増えても省エネ性能に優れた機器の配置、C社は、③リユース機の導入や紙の使用量の削減など3Rの推進、により目的を達成することができる。このように、各事業者は自らの持つ技術、ノウハウを活用することができ、事業展開に応じた提案が可能となる。

② 契約方式

- ・ 入札に付する契約の締結に当たっては、入札価格及び環境性能を総合的に評価し、最も評価の高い案を提示した者と契約を締結する総合評価落札方式を採用する。
- ・ 技術評価点は、基本要素として最適配置に係る性能を評価することとし、調達者の利用状況や必要となる性能を考慮したうえで、他の評価項目（例えば、リユース・リサイクルに係る性能、メンテナンス性能等）を調達者において設定する。

③ 必要なサービス性能水準の確保

- ・ コピー、プリンタ枚数等の調達者が必要とする最低限のサービス性能については仕様書に明確に記載するものとする（サービス性能水準を規定する）。
- ・ 調達者は機器の仕様を過度に規定することのないように留意する。

④ 個々の製品の環境基準

- ・ 個々の製品は、グリーン購入法の特定調達品目の判断の基準がある場合はその基準を満足することが前提条件となる。

⑤ 調達者が提供する情報

- ・ 発注に当たっては、応札しようとする事業者に対し、調達者は（③必要なサービス性能水準以外に関する）必要な情報を提供するものとする。

⑥ その他

- ・ 個別の入札の具体的な条件については、機器の使用状況、調達者が重要視したい要素（例えば、紙使用量削減）等を踏まえつつ、調達者において設定するものとする。